

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業(質問)

- ・「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」の実実施方針等について、令和8年3月13日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。
- ・各質問・意見への回答は、現時点での関東地方整備局の考え方を示したものです。実施方針等の内容について、加筆・訂正等を行う場合は、適宜、改定版等を提示しますのでご注意ください。

令和8年3月27日

国道交通省 関東地方整備局

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
■実施方針等に関する質問回答								
1	実施方針	4	第1	1	(9)①	事業者への支払	設備更新業務及び工事監理業務に係る対価の支払計画日を教えていただけませんか？ 令和11年〇月〇日 令和12年〇月〇日……	対価の支払いの詳細は、入札公告時の事業契約書(案)にて示します。
2	実施方針	4	第1	1	(9)①	工事監理業務に係る対価	「設備更新業務」と「工事監理業務」の対価を、令和11年度から13年間の割賦(分割)で支払うとされています。LED照明などの整備費用を分割払いにするのは理解できますが、すでに完了した「工事監理の業務費」まで長期の分割払いにすると、SPCがその資金を立て替えるための借入金利が13年間も余分に発生してしまいます。結果的に、貴局が負担する総事業費が増えてしまうため、事業全体のメリットを損なうと考えます。つきましては、設備更新費は規定どおりの割賦払いとする一方で、工事監理業務費については金利負担をなくすため、業務が完了する令和11年度に一括で支払うよう変更していただけないでしょうか。	本PFI事業の目的の一つが未LED道路照明のLED道路照明への更新です。この更新が全て完了した後、完成・引渡しが確認された場合にこのサービス対価を支払うこととなります。そのため、設備更新業務と工事監理業務に係る対価は一体として同じ時期の支払いとなります。
3	実施方針	4	第1	1	(9)①	設備更新業務の対価	本事業は未LED照明が4,180灯と規模が大きく、設備更新期間も約2年間と長期にわたるため、先行する同種事業である近畿地方整備局の「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」で認められていた部分引渡し(所有権の順次移転)を本事業でも認めていただけませんか。また、設備更新業務の対価は、すべてのLED照明の国への所有権移転後に割賦払いにて支払われるとのことですが、長期間の資金立て替えに伴う金利負担を軽減するため、上記の部分引渡しに伴う「設備更新業務費の部分払い」を認めるよう、条件を見直していただけないでしょうか。	実施方針第3.2(3)①のとおり、本事業においては部分使用とし、自主検査報告書を関東地方整備局へ1ヶ月分まとめて提出し確認を受けた後、設備維持業務へ移行するものとします。 また、設備更新業務の対価は同②のとおり、令和11年度から令和23年度末までの間で割賦払いとします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
4	実施方針	4	第1	1	(9)②	事業者への支払	設備維持業務に係る対価の支払計画日を教えていただけませんか？ 令和10年〇月〇日 令和11年〇月〇日……	対価の支払いの詳細は、入札公告時の事業契約書(案)にて示します。
5	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	設備更新対価の支払方法について ① 部分引渡し完了分に対する出来高支払または段階的支払の採用可能性はありますか。 ② 事業者が工期短縮提案を行い、全灯引渡し時期が前倒しとなった場合、支払開始時期も連動して前倒しされるとの理解でよろしいでしょうか。	① 設備更新業務に係る対価は第1.1(9)①のとおり、令和11年度から令和23年度までの間で割賦払いとします。 ② 支払いは令和11年度から令和23年度までの割賦払いとし、支払い開始時期の前倒しは行わないものとします。 実施方針を訂正しました。
6	実施方針	4	第1	1	(10)	②6行目	第2.6(1)③は、第2.6(1)④ではないでしょうか。	ご指摘のとおり誤記です。 実施方針を訂正しました。
7	実施方針	5	第1	1	(10)	本事業の実施に関する協定	②事業契約にてSPCを設立しない場合も想定されていますが、この場合契約主体は、代表企業単体、代表企業及び構成企業で構成される共同企業体、代表企業及び構成企業の連名の3パターンが想定されますが、いずれも可能という理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合の契約者は、代表企業単体または応募グループの代表企業、共同企業体となります。代表企業及び構成企業の連名による契約はできません。
8	実施方針	7	第2	1		民間事業者の募集及び選定	「民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めない」とありますが、予定価格の超過以外で、公的財政負担の縮減等の達成が見込めないとされる想定があればご提示ください。	社会経済情勢を勘案した場合が想定されます。
9	実施方針	9	第2	3		民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	P4にて基本協定を締結すると記載がございいますが想定スケジュールについて日程を記載いただけますでしょうか。	選定事業者の公表後、速やかに基本協定を締結します。詳細は、入札公告時の入札説明書に示します。 実施方針を訂正しました。
10	実施方針	11	第2	6	(1)	応募者の構成	SPC組成に関する要件について ① SPCを設立しない方式を採用する場合の具体的な要件 ② 出資比率・議決権比率に関する制約の詳細についてご教示ください。	① 第2.6(1)④にSPCを設立しない場合の具体的な要件を記載しています。 ② 第2.6(1)⑥にSPCを設立する場合の出資比率・議決権比率に関する要件を記載しています。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
11	実施方針	11	第2	6	(1)	応募者の構成	第1. 1(5)②に掲げる業務以外の事業マネジメント業務等を実施する企業もその他企業として応募者となれるという理解でよろしいでしょうか。	第2. 6(1)①のとおり、第1. 1(5)②に掲げる業務を実施する応募企業又は応募グループの参加となりますが、事業マネジメント等を実施する企業の参加も可能とするため、その他企業の参加資格要件を追加します。 実施方針を訂正しました。
12	実施方針	11	第2	6	(1)④	応募者の構成	実施方針では、構成員が一定の財務要件を満たす場合、SPCを設立しなくてもよいとされていますが、15年間にわたる長期のPFI事業において、複数業務の業務統括や資金調達、リスク管理を確実に行うためにはSPCの存在が不可欠と考えます。また、SPCを設立しない体制では、金融機関による業績監視などPFI事業としての透明性やメリットが損なわれる懸念があります。先行する近畿地方整備局の同種事業においても、長期にわたる事業の確実な遂行を担保するため、SPCの設立は一貫して「必須」とされていました。つきましては、本事業においても責任ある確実なマネジメント体制を構築するため、SPCの設立を「必須」に変更していただけないでしょうか。	6. (1)④に記載のとおり、SPCを設立しない場合においても全ての構成員に財務状況の健全性等を求める参加資格要件としているため、SPCの設立は基本とし必須とはしないものとします。
13	実施方針	12	第2	6	(1)	応募者の構成	SPCを設立しない場合に「契約締結までに共同企業体を結成する場合は協定書を締結」とあるが、共同企業体を結成しない場合は協定書を締結しないと理解してよろしいでしょうか。	共同企業体を結成しない場合、協定書の締結は不要です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
14	実施方針	12	第2	6	(1)⑦	応募者の構成	長期にわたる本事業においてSPCを安定運営するためには、現場業務(設備更新・工事監理・設備維持)だけでなく、SPCの設立・運営、資金調達といった統括管理業務が不可欠です。しかし、現在の規定では、これら統括管理業務のみを担う企業が応募グループの「代表企業」や「構成企業」として参画できないように見受けられます。つきましては、実施方針p.2(5)「②特定事業の業務内容」及び要求水準書の業務内容に「統括管理業務」を追加していただくとともに、統括管理を担う企業が構成員(代表企業含む)として参画できるよう、参加要件を追加していただけますでしょうか。	第2. 6(1)①のとおり、第1. 1(5)②に掲げる業務を実施する応募企業又は応募グループの参加となりますが、事業マネジメント等を実施する企業の参加も可能とするため、その他企業の参加資格要件を追加します。 実施方針を訂正しました。
15	実施方針	18	第2	6	(4)	②6行目	別紙3-1(82ページ)について、土木設計業務の概略設計及び予備設計、詳細設計の業務内容に記載されている「等」には、電気通信設備設計が含まれていると理解してよろしいでしょうか。	別紙3-1(82ページ)について、土木設計業務の概略設計及び予備設計、詳細設計の業務内容に記載されている「等」には、電気通信設備設計が含まれています。 実施方針を訂正しました。
16	実施方針	18	第2	6	(4)	②6行目	別紙3-2(83ページ)について、管理施設調査・運用・点検業務の管理施設点検業務の業務内容の「等」には、電気通信設備点検業務が含まれていると理解してよろしいでしょうか。	別紙3-2(83ページ)について、管理施設調査・運用・点検業務の管理施設点検業務の業務内容の「等」には、電気通信設備点検、附属物(標識、照明施設等)点検が含まれています。 実施方針を訂正しました。
17	実施方針	26	第3	1	(2)	別紙4	85ページの17番の「許認可取得遅延リスク」の説明欄に記載されている「ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。」に該当する事項として、信号機を共架している道路照明柱の更新が必要となった場合の信号機移設に関する警察協議が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	「国が許認可を取得する必要がある場合を除く。」に該当する事項として、警察協議のほか、地権者への占用申請、共架灯における電柱所有者への申請などを想定しています。
18	実施方針	26	第3	1	(2)	別紙4	88ページの55番の「移行期間保全リスク」のリスク内容は、PFI事業期間内の業務引継ぎの場合との理解でよろしいでしょうか。	事業契約終了時の業務引継ぎではなく、契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎ完了の時点までの業務引継ぎの場合となります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
19	実施方針	29	第4	2			6行目の「なお、未LED道路照明に対して、設備更新業務実施前に設備維持業務にて修繕を行う場合はLED化を行うものとし、当該修繕にてLED化した照明については、設備更新業務が完了したものとみなす。」の記述について、この費用は設備更新業務として割賦払いとなるのでしょうか。	未LED道路照明の球切れによりLED化を設備維持業務にて前倒しで実施する場合等を想定しており、この場合のLED化費用は設備更新業務において当初から見込んでいるものとなります。そのため、設備更新業務に係る対価として、割賦払いになります。
20	実施方針	29	第4	2		本施設の計画に関する事項	設備更新業務実施前に設備維持業務にてLED化した照明は、設備維持業務の実施数量として計上することよろしいでしょうか？	未LED道路照明の球切れによりLED化を設備維持業務にて前倒しで実施する場合等を想定しており、この場合のLED化費用は設備更新業務において当初から見込んでいるものとなります。そのため、設備更新業務の実施数量となります。
21	別紙4	84			5	金利変動リスク	入札時に入札価格算出のため基準金利を記載するが、事業期間中に改定された金利が実際に適用されるとの認識でよろしいでしょうか。 また、基準金利は事業期間中に2回改訂されるとの理解でよろしかったでしょうか。	事業期間中に基準金利の改定を予定しています。基準金利の改定に関する詳細は、入札公告時の入札説明書に示します。
22	別紙4	86	21			住民運動に関するリスク	「上記以外で、本事業の実施に関する住民団体等の反対運動への対応～」と記載がございますが本事業の実施に関する事項については事業者ではカバーできないリスクかと思慮いたします。具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。	リスク分担表番号20において「合理的な範囲」を国が負担し、それ以外を事業者の負担と考えています。今のところ具体的な内容を想定したものではありませんが、事業者と協議のうえ決定するものとしします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
■要求水準書(案)に関する質問回答								
23	要求水準書(案)	6~7	第1	12		適用基準	適用基準に「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」が示されていません。24ページの第2の3(1)①1行目・3行目及び3(1)③4行目の「ガイドライン」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」を指しているのでしょうか。	第2.3(1)①1行目・3行目及び3(1)③4行目の「ガイドライン」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」を指しています。要求水準書(案)の適用基準に「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年版)」と「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」を追記します。要求水準書(案)を訂正しました。
24	要求水準書(案)	7	第1	13		業務の監視	3行目の「事業者の財務状況」について、SPCを設置しない場合は、応募グループの各構成企業の財務状況を監視することになるのでしょうか。	SPCを設置しない場合は、関東地方整備局が応募グループの各構成企業の財務状況を監視することになります。
25	要求水準書(案)	9	第1	17		工事中の安全確保	②設備更新業務に関わる交通誘導警備員の計上がありません。設備更新業務に関わる交通誘導警備員は何人でしょうか？	交通誘導警備員の人数を要求水準書(案)第1.17に追記します。要求水準書(案)を訂正しました。
26	要求水準書(案)	13~14	第1	35	(7)	新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防	(7)1行目の「・・・、上記ア及びイ・・・」の「ア」と「イ」の記号が記載されていません。	(7)は不要なため、項目を削除します。要求水準書(案)を訂正しました。
27	要求水準書(案)	16	第1	38		建設現場における遠隔臨場の実施	4行目の「段階確認」、「材料確認」と「立会」については、更新工事業務では工事監理業務担当企業が実施すると想定しております。関東地方整備局殿は主に完工確認検査時や設備維持業務において利用するとの理解でよろしいでしょうか。	関東地方整備局は主に完工確認検査時や設備維持業務において利用するものとしませんが、詳細は事業者と協議のうえ決定するものとしします。
28	要求水準書(案)	19	第1	40		情報共有システムの活用	更新工事業務では主に工事監理業務担当企業と関東地方整備局殿との協議等に利用し、設備維持業務では設備維持業務担当企業と関東地方整備局殿の協議等に利用するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者(代表企業、構成企業等)と関東地方整備局との間の各業務における活用を基本とします。なお、各業務及び各担当企業以外に事業全体での活用も想定しています。
29	要求水準書(案)	21	第1	41		道路施設基本データの作成	CORINS登録について、SPC設置の場合は更新工事業務の発注者がSPCになるためSPCが工事カルテの確認者になるようです、SPCを設置しない場合は関東地方整備局殿が工事カルテの確認者との理解でよろしいでしょうか。	コリンズへの登録は選定事業者となります。SPCを設立しない場合の確認者は選定事業者となります。詳細は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事・業務実績情報データベースの規則に則り登録してください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
30	要求水準書(案)	23	第2	2	(1)	一般事項	別紙3に基づき、現地調査及び器具選定を行います。設計条件(平均路面輝度)がないと器具選定ができません。設計条件(平均路面輝度)を追記願います。	設計条件を追記します。要求水準書(案)を訂正しました。
31	要求水準書(案)	24	第2	3	(1)①(1)③	器材の品質	適用基準に「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年版(一社)建設電気技術協会)」が示されていません。24ページの第2の3(1)②に「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年版)」の表記があります。	要求水準書(案)の適用基準に「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年版)」と「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」を追記します。要求水準書(案)を訂正しました。
32	要求水準書(案)	24	第2	3	(1)	器材の品質	④の灯具を取り替えた際の照度測定について、現地の状況から測定が困難と判断される場合については③と同様に部分的な測定により出来る限り確認することよろしいでしょうか。	現地の状況から測定が困難と判断される場合は、事前に関東地方整備局と協議するものとします。要求水準書(案)を訂正しました。
33	要求水準書(案)	24	第2	3	(1)③④	設置完了時の性能に関する確認 各種基準を満足していることを確認	性能の確認、各種基準を満足とありますが、設計条件(平均路面輝度)の記載がありません。設計条件(平均路面輝度)を追記願います。また、ガイドラインを超える灯具間隔では基準値を満足できませんので、連続照明ではなく局部照明として単独で直下照度等で照度管理して問題ないでしょうか？	設計条件を追記します。また、性能の確認、各種基準に基づく点灯試験及び照度測定方法については、事前に関東地方整備局と協議するものとします。要求水準書(案)を訂正しました。
34	要求水準書(案)	24~25	第2	4	(1)	LED道路照明灯具への更新	①の別紙3についてトンネル照明のLED化更新工事に関する記載がありませんが、別紙3によると浅川トンネルがLED化更新工事の対象となっています。トンネル照明のLED化更新工事については、既設トンネル照明器具をLEDトンネル照明器具に取り替えるだけの工事との理解でよろしいでしょうか。なお、別紙3ではKWEタイプのトンネル照明器具を指定されていますが、小型軽量のKAEタイプ(アルミ製)が主流ですので、KAEタイプの使用も可能でしょうか。	トンネル照明のLED化更新工事については、既設トンネル照明器具をLEDトンネル照明器具に取り替えるだけの工事となります。また、KAEタイプへの取替とします。要求水準書(案)を訂正しました。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
35	要求水準書(案)	24~25	第2	4	(1)	LED道路照明灯具への更新	⑩の「現地調査により、既設設備の不具合が確認された場合は関東地方整備局と協議するものとする。」との記述について、協議の内容は「不具合の処置についての協議」との理解でよろしいでしょうか。	協議の内容は「不具合の処置についての協議」となります。
36	要求水準書(案)	26	第2	4	(3)	業務期間	工期短縮提案の評価方法について 工期短縮提案が可能とされておりますが、 ① 工期短縮による評価加点の有無 ② 工期短縮により発生する電気料金削減効果やCO ₂ 削減効果の扱い ③ 支払開始時期との関係	① 詳細は入札公告時に示します。 ② 詳細は入札公告時に示します。 ③ 詳細は入札公告時に示します。
37	要求水準書(案)	26	第2	4	(6)	コリンズ(CORINS)への登録	CORINS登録について、SPC設置の場合には更新工事業務の発注者がSPCになるためSPCが工事カルテの確認者になるようですが、SPCを設置しない場合は関東地方整備局殿が工事カルテの確認者との理解でよろしいでしょうか。	コリンズへの登録は選定事業者となります。SPCを設立しない場合の確認者は選定事業者となります。詳細は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事・業務実績情報データベースの規則に則り登録してください。
38	要求水準書(案)	26	第2	4	(6)	コリンズ(CORINS)への登録	コリンズの登録は、下記のどちらでしょうか？ ①発注者(関東地方整備局)、受注者(SPC) ②発注者(SPC)、受注者(構成企業又は協力企業)	コリンズへの登録は選定事業者となります。確認は②となります。詳細は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事・業務実績情報データベースの規則に則り登録してください。
39	要求水準書(案)	28	第2	4	(8)	⑧	2行目に「…、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。」との記述がありますが、更新工事業務はPFI事業における業務のため工事成績評定の対象外ではないでしょうか。	工事成績評定は対象外となるため、当該項目を削除します。 要求水準書(案)を訂正しました。
40	要求水準書(案)	28	第2	4	(8)	④、⑤	④1行目の「監視職員」及び⑤1行目の「監視職員」は他の条文で使われている「関東地方整備局」と同義でしょうか。	「監視職員」は業績監視業務の掌理を行うものとして、関東地方整備局から命令された職員となります。
41	要求水準書(案)	29	第2	4	(11)①	新設LED道路照明の自主検査及び部分使用	「自主検査報告書」を作成し関東地方整備局へ1ヶ月分をまとめて提出し確認を受けた後、設備維持業務へ移行する。とありますが、確認後、「電気通信設備工事共通仕様書1-1-1-25 部分使用」と同じ扱いと考えてよろしいでしょうか？	「電気通信設備工事共通仕様書1-1-1-25部分使用」と同じ扱いとなります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
42	要求水準書(案)	31	第3			工事監理業務	業務を実施する職種、人数を計上していただけますか？	業務を実施する職種・人数は、入札公告時の見積参考資料において示します。
43	要求水準書(案)	32	第4	1	(2)	⑤	現地の状況から測定が困難と判断される場合については部分的な測定により出来る限り確認することによろしいでしょうか。	現地の状況から測定が困難と判断される場合は、事前に関東地方整備局と協議するものとします。
44	要求水準書(案)	32	第4	1	(2)	⑤	発注者からの指示による作業のため設計変更の対象としていただけないでしょうか。	入札公告時は、本項目による照度測定の実施を想定していません。本項目の照度測定は、関東地方整備局の指示により実施するものとし、その費用については設計変更の対象とします。
45	要求水準書(案)	32	第4	1	(2)	⑥、⑦、⑧	⑥1行目の「通報受信」及び⑦1行目の「通報」、⑧1行目の「通報」の通報者は、関東地方整備局職員との理解でよろしいでしょうか。	通常の通報者は、関東地方整備局職員を想定していますが、現道上での作業中など第三者からの通報を事業者が直接受け取れることも考えられます。
46	要求水準書(案)	34～35	第4	1	(4)	④特例監理技術者の配置について	本条項は第2の設備更新業務にも適用されるでしょうか。	特例監理技術者の配置については第2. 設備更新業務には適用されません。また、本事業においては、設備維持業務においても適用対象外であったため、本項目を削除します。 要求水準書(案)を訂正しました。
47	要求水準書(案)	35	第4	1	(5)	コリンズ(CORINS)への登録	コリンズの登録は、設備更新業務と設備維持業務の二つの業務ごとに登録することでもいいでしょうか？ また、コリンズの登録は、下記のどちらででしょうか？ ①発注者(関東地方整備局)、受注者(SPC) ②発注者(関東地方整備局)、受注者(構成企業又は協力企業)	前段は、コリンズへの登録は、設備更新業務と設備維持業務の二つの業務ごとに登録をお願いします。 後段は、発注者(事業者)、受注者(構成企業又は協力企業)となります。詳細は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事・業務実績情報データベースの規則に則り登録してください。
48	要求水準書(案)	35～36	第4	1	(5)	コリンズ(CORINS)への登録	CORINS登録について、SPC設置の場合は更新工事業務の発注者がSPCになるためSPCが工事カルテの確認者になるようですが、SPCを設置しない場合は関東地方整備局殿が工事カルテの確認者との理解でよろしいでしょうか。	コリンズへの登録は選定事業者となります。SPCを設立しない場合の確認者は選定事業者となります。詳細は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事・業務実績情報データベースの規則に則り登録してください。
49	要求水準書(案)	36	第4	1	(7)	設計審査会の設置	本条項は第2の設備更新業務にも適用されるでしょうか。	設計審査会の設置は第2. 設備更新業務にも適用されます。 要求水準書(案)を訂正しました。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
50	要求水準書(案)	39	第4	1	(11)	③	19行目の「…、工事成績評定の加点評価の対象とする。」との記述や21行目の「…、点数を減ずる措置を行うものとする。」との記述がありますが、設備維持業務はPFI事業における業務のため工事成績評定の対象外ではないでしょうか。	工事成績評定は対象外となるため、当該項目を削除します。 要求水準書(案)を訂正しました。
51	要求水準書(案)	40	第4	2	(1)	一般事項	1行目の「本事業の事業対象区域内にある国道道路照明(本施設)すべて」と別紙3の道路照明は同義と理解してよろしいでしょうか。	1行目の「本事業の事業対象区域内にある国道道路照明(本施設)すべて」と別紙3の道路照明は同義となります。
52	要求水準書(案)	40	第4	2	(1)	一般事項	2行目の「なお、点検実績については、別紙9「道路付属物点検サイクル」による。」についての「点検実績」は「各年度の点検箇所」ではないでしょうか。	別紙9「道路付属物点検サイクル」については、R8年度までが点検実績、R9年度からR23年度までが各年度の点検箇所となります。
53	要求水準書(案)	41	第4	3	(1)	一般事項	2行目の「通報」の通報者は、関東地方整備局職員との理解でよろしいでしょうか。	2行目の「通報」の通報者は、関東地方整備局職員を想定しています。 要求水準書(案)を訂正しました。
54	要求水準書(案)	42	第4	3	(2)	道路照明灯の補修作業	②の補修作業における年度当りの当初数量は、①のア照明器具及び不点灯器具の補修・イ応急補修作業のことでよろしいでしょうか？ ウその他関東地方整備局の指示する作業も含まれるのでしょうか？	②補修作業における年度当りの当初数量は、①ア照明器具及び不点灯器具の補修・イ応急補修作業、ウその他関東地方整備局の指示する作業も含まれています。
55	要求水準書(案)	42	第4	3	(2)	道路照明灯の補修作業	②の補修作業における年度当りの当初数量及び③補修作業において使用する材料は、別紙10「使用材料表」の数量は、年度により大きく変動することがあるのでしょうか？	②補修作業における年度当りの当初数量及び③補修作業において使用する材料(別紙10「使用材料表」の数量)は、過去5年の実績に基づいた平均数量を計上していますが、事業期間中において、年度毎に大きく変動する可能性はあります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
56	要求水準書(案)	42	第4	4	-	道路照明台帳更新・管理	道路照明台帳の精度及びリスク分担について ① 道路照明台帳に記載された情報(ポール仕様、電源容量、分電盤情報等)の精度水準について、現時点での確認状況をご教示ください。 ② 台帳情報と現地状況に相違があった場合の設計変更リスクの分担はどのように整理される想定でしょうか。	①道路照明台帳に記載された情報(ポール仕様、電源容量、分電盤情報等)は現時点では合致していると考えています。 ②本事業で実施した設備更新業務及び設備維持業務に関わる設備の台帳情報と現地状況に相違があった場合のリスクについては事業者が負担、それ以外の設備に関する台帳情報と現地状況の相違については国の負担とします。 実施方針のリスク分担表を訂正しました。
57	要求水準書(案)	別紙3				更新対象数(灯具1、灯具2)	灯具1及び灯具2の列に記載されているLED道路照明灯具の型式の灯具に更新すれば宜しいでしょうか。	灯具1及び灯具2の列に記載されているLED道路照明灯具の型式の灯具に更新するものとします。ただし、現地調査後に当初数量と異なる場合は設計変更の対象とします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業(意見)

- ・「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」の実実施方針等について、令和8年3月13日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。
- ・各質問・意見への回答は、現時点での関東地方整備局の考え方を示したものです。実施方針等の内容について、加筆・訂正等を行う場合は、適宜、改定版等を提示しますのでご注意ください。

令和8年3月27日

国道交通省 関東地方整備局

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
■実施方針等に関する意見回答								
1	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	<p><u>段階的支払方式の検討について</u></p> <p>【現状認識】 設備更新対価は全灯引渡し後に割賦支払開始とされています。</p> <p>【課題】 全灯完成まで無収入となる場合、資金調達コストが増加し、その分が入札価格へ反映される可能性があります。</p> <p>【提案】 部分引渡しに応じた段階的支払方式、または出来高連動型支払の導入をご検討いただきたく存じます。</p>	<p>本PFI事業の目的の一つが道路照明のLED道路照明への更新です。この更新が完成・引渡しを確認された場合にサービス対価を支払うこととなります。そのため、設備更新業務と工事監理業務に係る対価は一体として同じ時期の支払いとなります。</p> <p>ご意見については、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
2	実施方針	4	第1	2	(2)	評価方法	<p><u>成果連動的評価の導入検討について</u></p> <p>【現状認識】 本事業では省エネ効果は原則として国に帰属するものと理解しております。</p> <p>【課題】 予定削減量を上回る高効率機器提案や高度制御技術提案に対する直接的な成果連動評価が限定的である場合、技術提案高度化のインセンティブが相対的に弱くなる可能性があります。</p> <p>【提案】 以下のような成果連動的評価の導入をご検討いただければ、より高度な提案が誘発されるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定削減量超過達成分の評価加点 ・ライフサイクルコスト低減分の一部評価 ・高度調光・遠隔監視技術導入の明確な加点基準化 <p>【国側メリット】 技術競争の促進 将来維持管理費の更なる縮減 長期的VFMの最大化</p>	<p>ご意見については、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
3	実施方針	4	第1	2	(2)	評価方法	<p>工期短縮便益の明確化について</p> <p>工期短縮は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金削減の早期実現 ・CO₂削減の前倒し ・交通安全性向上の早期実現 <p>といった政策的便益を有しております。これら便益が評価項目において明確に反映されることは、民間創意工夫の最大化に資するものと考えます。</p>	<p>ご意見については、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
4	実施方針	26	第3	1	(2)	別紙4	<p>87ページの41番の「契約不適合リスク」の説明欄の「…、設備機器本体等の契約不適合期間については、事業者が提案する年数(ただし施設の引渡し後最低1年以上)とする。」との記述は本来、発注者が期間を指定するものと考えられます。このため地方整備局工事請負契約書で規定されている設備機器本体等の契約不適合責任期間と同じ1年としていただけないでしょうか。</p>	<p>道路照明灯の支柱等の契約不適合責任期間は2年、道路照明灯のうち設備機器本体等の契約不適合期間は1年を基本としています。</p>
5	実施方針	29	第4	2		本施設の計画に関する事項	<p>道路照明一覧表の精度向上による価格低減効果</p> <p>「別紙2 道路照明一覧表」が添付されていますが、事前の情報精度が向上するほど、民間事業者のリスクプレミアムは低減され、結果として入札価格の抑制につながります。</p> <p>可能な範囲での事前調査情報の開示拡充をご検討いただければ、競争性向上およびVFM向上に資するものと考えます。</p>	<p>「別紙2道路照明一覧表」については現時点では合致しているものと考えていますが、本事業の要求水準書(案)第2.2に記載の現地調査にて確認して頂くこととなります。</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
■要求水準書(案)に関する意見回答								
6	要求水準書(案)	目次				2 現地踏査等… 23	「現地踏査」と「現地調査」の語句が混在して使われています。使われている意味が同じだと思いますので、どちらかに統一されては如何でしょうか。	現地調査に統一します。 第2. 2(2)合同現地踏査を削除します。 要求水準書(案)を訂正しました。
		2	第1	7	(1)	①現地踏査等		
		23	第2	1		①現地踏査等		
		23	第2	2		現地踏査等		
		23	第2	2	(2)	(2)合同現地踏査等 1行目…「合同で現地踏査を…」 2行目…「合同現地踏査に…」		
		25	第2	4	(1)	⑧ 1行目…「… 現地踏査に		
		26	第2	4	(3)	1行目…「…、 現地踏査の…」		
		23	第2	2	(1)	3行目…「…、 現地調査するとともに…」		
		25	第2	4	(1)	⑨ 1行目…「現 地調査後に…」		
25	第2	4	(1)	⑩ 1行目…「現 地調査により…」				
7	要求水準書(案)	9	第1	17	工事中の安全確保	①工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき関東地方整備局と協議するものとする。とありますが、年間一括協議として業者一覧表に入れていただきたい。	年間一括協議については、事業契約締結後に関東地方整備局と協議するものとなります。	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
8	要求水準書(案)	24	第2	3	(1)	②工事材料の品質及び確認等	器材は「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説(平成30年度版)」によるものとする・・・との記載がありますが、さらに本事業は省エネ、CO2削減を目的としてLED化を加速化させる事業としますので、省エネ効果の程度を評価する仕組みを検討いただけないでしょうか。	ご意見については、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。
9	要求水準書(案)	24	第2	4	(1)④	一般事項	事業者は、国への所有権移転が完了するまでは新設LED道路照明を所有するものとし、その間の当該施設の保全の義務を負う。とありますが、要求水準書(案)(P.29)(第2・4・(11)①)の「自主検査報告書」の提出、確認後、「電気通信設備工事共通仕様書1-1-1-25部分使用」と同じ扱いにしていきたい。	「電気通信設備工事共通仕様書1-1-1-25部分使用」と同じ扱いとなります。
10	要求水準書(案)	25	第2	4	(1)	⑤	「未LED道路照明にルーバーが設置されている場合、更新時にはルーバーを使用せず、新設するLED道路照明灯具の配光特性を調整することで対応すること。」の記述について、配光調整だけでは遮光ができない場合は、ルーバーの設置を認めていただき、設計変更の対象としていただけないでしょうか。	第2.4(1)⑨に基づき材料等の調達前に現地設備の確認を行い、ルーバーが必要となった場合には設計変更の対象とします。
11	要求水準書(案)	29	第2	4	(11)	①②	実施方針27ページ(第3、2(3)①)に新設LED道路照明の部分使用が規定されていますので更新業務期間中の部分引渡し(事業者からの申入れの都度、関東地方整備局殿への所有権移転)が行えるように見直していただけないでしょうか。	実施方針第3.2(3)①のとおり、本事業においては部分使用としておりますが、自主検査報告書を関東地方整備局へ1ヶ月分まとめて提出し確認を受けた後は、設備維持業務へ移行するものとします。当該道路照明に不具合が発生した場合、その不具合が事業者の責によるもの以外で、不可抗力や第三者被害等事業者の責によらない場合は設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
12	要求水準書(案)	30	第2	8		所有権移転	実施方針27ページ(第3、2(3)①)に新設LED道路照明の部分使用が規定されていますので更新業務期間中の部分引渡し(事業者からの申入れの都度、関東地方整備局殿への所有権移転)が行えるように見直していただけないでしょうか。	実施方針第3. 2(3)①のとおり、本事業においては部分使用としておりますが、自主検査報告書を関東地方整備局へ1ヶ月分まとめて提出し確認を受けた後は、設備維持業務へ移行するものとします。当該道路照明に不具合が発生した場合、その不具合が事業者の責によるもの以外で、不可抗力や第三者被害等事業者の責によらない場合は設計変更の対象とします。
13	要求水準書(案)	42	第4	3	(2)	道路照明灯の補修作業	②の補修作業における年度当りの当初数量及び③補修作業において使用する材料は、別紙10「使用材料表」の数量は、年度により大きく変動することがあるのでしょうか？ 仕事量の変動(特に減額)が大きいと施工体制の維持に影響します。見込み数量が最低数量(金額)になるように保証していただきたい。	②補修作業における年度当りの当初数量及び③補修作業において使用する材料(別紙10「使用材料表」の数量)は、過去5年の実績に基づいた平均数量を計上していますが、事業期間中において、年度毎に大きく変動する可能性はありません。
14	要求水準書(案)	85 ～ 91	別紙3			道路照明一覧表	浅川トンネルの器具(KWE・プレス枠なしタイプ)は、主要メーカーでは生産中止になっています。 (KAE・アルミタイプ)に変更していただきたい。	浅川トンネルの器具(KWE・プレス枠なしタイプ)は、(KAE・アルミタイプ)への取替に変更します。 要求水準書(案)を訂正しました。